記載要領

1　「法人の役員／本人／支配人／法定代理人」は、不要のものを消すこと。

2　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

（様式第７号（第４条、第８条関係））　（用紙Ａ４）

別表

役　員　等　一　覧　表

（ふりがな）商号又は名称			代表者氏名	
所　在　地				
（ふりがな）役員等氏名	役　職	生年月日	住　所	
上記のとおり相違ありません。 平成　年　月　日 申請者　印				

記載要領

登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合についてはその者及び支配人）及び法定代理人のすべてについて記載すること。

様式第八号(1)記載要領１中「技術士、土木施工管理技士等」を「技術士、土木施工管理技士、地質調査技士等」に改める。

様式第十号中「土　地　×××」を「土　地　×××／リース資産　×××／減価償却累計額　△×××　×××」に、「のれん　×××」を「のれん　×××／リース資産　×××」に、「長期貸付金　×××」を「長期貸付金　×××／破産更生債権等　×××」に、「新株発行費　×××／社債発行費　×××／社債発行差金　×××」を「株式交付費　×××／社債発行費　×××」に、「××／××」を「短期借入金　×××」に、「短期借入金　×××／リース債務　×××」を「賞与引当金　×××／未払法人税等　×××／修繕引当金　×××／完成調査補償引当金　×××／・・・引当金　×××」に、「長期借入金　×××／リース債務　×××／退職給付引当金　×××」を「長期借入金　×××／リース債務　×××／・・・引当金　×××」に改め、同様式記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式第十号記載要領４を次のように改める。

４　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

様式第十号記載要領17中「「その他利益剰余金」又は「利益剰余金合計」」を「その他利益剰余金又は利益剰余金合計」に改め、記載要領19とし、同様式記載要領16中「「資本剰余金」及び「利益剰余金」」を「資本剰余金及び利益剰余金」に改め、記載要領18とし、同様式記載要領15を記載要領17とし、同様式記載要領14中「「投資その他の資産」」を「投資その他の資産」に改め、記載要領16とし、同様式記載要領13を記載要領15とし、同様式記載要領12を記載要領13とし、同様式記載要領13の次に次のように加える。

14　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めて記載することができる。

様式第十号記載要領11中「「流動資産」」を「流動資産」に、「「流動負債」」を「流動負債」に、「「固定資産」」を「固定資産」に、「「固定負債」」を「固定負債」に改め、記載要領12とし、同様式記載要領10を記載要領11とし、同様式記載要領９中「記載要領８」を「記載要領９」に改め、記載要領10とし、同様式記載要領８中「「流動資産」又は「無形固定資産」」を「流動資産又は無形固定資産」に改め、記載要領９とし、同様式記載要領７中「５及び６」を「５及び７」に改め、記載要領８とし、同様式記載要領６中「「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」」を「流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産」に改め、記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

６　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の１を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

様式第十号記載要領に次のように加える。

20　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十一号損益計算書中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、同様式損益計算書記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式十一号損益計算書記載要領４中「「兼業事業」」を「兼業事業」に改め、同様式損益計算書記載要領５中「「販売費及び一般管理費」」を「販売費及び一般管理費」に改め、同様式損益計算書記載要領６中「「営業外収益」」を「営業外収益」に、「「営業外費用」」を「営業外費用」に改め、同様式損益計算書記載要領７、８及び９中「「特別利益」」を「特別利益」に改め、同様式損益計算書記載要領10中「「特別損失」」を「特別損失」に改め、同様式損益計算書記載要領12中「差異」を「差額」に改める。